

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 12 月 24 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第42号

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を削る。

第4条中「3年度分」を「2年度分」に改め、同条ただし書中「第1年度の翌年度以降の各年度分」を「第1年度の翌年度分」に、「当該各年度」を「当該年度」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第4項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第3号を削る改正規定及び第4条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例第2条第3項及び第4条の規定は、令和4年4月1日以後に事務所等の新增設を目的として土地の所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した特例法人等又は当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって同条例第2条第3項の規則で定めるもの（以下「当該権利を取得した特例法人等」という。）の特例資産について適用し、同日前に事務所等の新增設を目的として当該権利を取得した特例法人等の特例資産については、なお従前の例による。